

議案第 73 号

西脇多可行政事務組合同規約の変更に伴う財産処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、西脇多可行政事務組合同規約の変更に伴い、次のとおり財産を処分することについて協議する。
よって、地方自治法第 290 条の規定により、議決を求める。

令和元年 9 月 3 日提出

多可町長 吉 田 一 四

西脇多可行政事務組合理約の変更に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法第289条の規定により、西脇多可行政事務組合理約の変更に伴う財産処分を次のとおり定める。

1 帰属先

兵庫県農業共済組合

2 帰属させる財産

(1) 有形固定資産	令和2年3月31日現在高
(2) 農業共済管理の物品等	令和2年3月31日現在高
(3) 拠出金	令和2年3月31日現在高
(4) 投資有価証券	令和2年3月31日現在高